

台風時等の児童の登下校と授業の実施について【保存版】

1. 登校前に「大雨特別警報」・「暴風特別警報」・「暴風雪特別警報」・「暴風警報」・「暴風雪警報」が発令された場合

- ①児童は登校を見合わせ自宅待機とします。
- ②大雨特別警報・暴風特別警報・暴風雪特別警報・暴風警報・暴風雪警報が午前 11 時までに解除された場合は、解除後、原則 2 時間以内の余裕をもって登校し、授業を行います。
- * 周囲の状況を考慮したうえで、余裕をもって登校させてください。(大雨特別警報・暴風特別警報・暴風警報・暴風雪警報・暴風雪警報が解除されても、河川の氾濫や通学路が危険な状況であれば、保護者の判断で登校を見合わせてください。
 - * 給食の有無についても家庭へ連絡します。給食を準備できない場合は、家庭で昼食を済ませてから登校させてください。
- ③大雨特別警報・暴風特別警報・暴風雪特別警報・暴風警報・暴風雪警報が午前 11 時になっても解除されない時には休校とします。
- ※上記いずれの場合も学校から「まち comi」等を通して家庭へ連絡します。ただし、通信網が遮断されたような場合は、自宅待機を原則とします。

2. 登校後に「大雨特別警報」・「暴風特別警報」・「暴風雪特別警報」・「暴風警報」・「暴風雪警報」が発令された場合

- ①授業を中止し、周囲の状況を見極めたうえで下校させます。(下校する先を児童に伝えるか、低学年等においては、連絡帳等でお知らせ下さい)
- ②ただし、通学路の状況など安全に帰宅することが危ぶまれる児童については、学校で待機させます。
- * 状況により、引き渡しの体制を取る場合があります。この場合、保護者は学校へ児童を迎えに来てください。引き渡しが無くなるまで、学校で待機します。
 - * 大雨特別警報・暴風特別警報・暴風雪特別警報・暴風警報・暴風雪警報以外でも校長の判断により、その都度適切な処置を講ずる場合があります。
- ※学校から「まち comi」等を通して家庭連絡します。ただし、通信網が遮断されたような場合は、連絡が取れ、引き渡しができるまで学校（避難所）で待機します。

大雨特別警報・暴風特別警報・暴風雪特別警報・暴風警報・暴風雪警報等が「熊野市、又は紀勢・東紀州、及び三重県南部地方」あるいは「和歌山県新宮・東牟婁地域又は和歌山県南部地方」のどちらかに発令された場合に上記事項が適用されます。

「緊急時の児童の引き渡し」について（H29年度分の「引渡しカード」は、すでに学校保管しています）

- ①下校の安全が見込めない場合は、保護者等(引き渡しカードに記載の方)への引き渡しによる下校を行います。
- ②引き渡しができない場合は、学校で待機させます。
- ③学校からの連絡がない場合でも、「震度 5 弱以上の地震」や「東海地震注意情報の発令」の時は、引き渡しによる下校となります。

※大雨・洪水警報発令時は、原則授業を行います。大雪特別警報・高潮特別警報及び波浪特別警報時についても同じ扱いです。(但し、登校又は自宅待機させるかの判断は、安全を最優先に考えて保護者が判断し、欠席の時は学校に連絡して下さい)

※児童の安全を第一に判断しますので、給食をとらずに下校又は学校待機となる場合等の様々な対応も考えられます。どうぞご理解下さい。